

「令和8年熊本地震」により被災された皆様へ

修理を依頼する前にちょっとお待ちください！

被災した井戸等の修理を支援する応急修理制度があります！

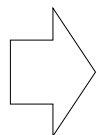
○災害救助法に基づく「井戸等の応急修理」とは

災害のため、被災者の自宅敷地内にある地下水を取水する井戸等に損傷を受け、自らの資力では応急修理をすることができない世帯に対し、日常生活に必要不可欠な最小限度の部分として、市町村が応急的な井戸等の修理を行い（市町村が業者に依頼し、修理費用を市町村が直接業者に支払う）、元の自宅に引き続き住むことができるようにするものです。

○対象者（いずれにも該当）

- 1 災害により自宅敷地内にある地下水を取水する井戸等が損傷を受けたこと。
- 2 井戸が飲用水を得る**唯一の手段（水道を利用していないこと）**であり、井戸等の損傷により飲用水を得る手段を失ったことで、そのままでは住むことができない状態にあること。
- 3 以下のいずれかに該当し、洗浄では井戸等の機能回復が見込めないこと。
 - ・井戸に被害を受けたものの構造等の問題により**洗浄の実施が困難**であること。
 - ・井戸の洗浄を実施したものの**機能の回復が図られていない**こと。
 - ・井戸そのものには損傷がないが、配管、継手、砂取器、受水槽、弁、水栓、電動機等の損傷により、井戸としての機能を失っていること。
- 4 応急修理を行うことで自宅での生活が可能と見込まれること。
- 5 この応急修理制度により井戸の機能が回復した場合、地域の断水が解消するまでの間、**周囲の被災者への給水支援などについて、できるかぎり協力**すること。

※井戸の修理業者数は限られています。市民全体での水の早期確保のため、井戸の応急修理が飲用水を得る唯一のとりうる手段である市民の方を優先するため、水道給水区域内で、住宅の前面道路に水道本管が通っている方は、まず、水道への接続をご検討ください。



水道本管の埋設箇所は、八代市公開型 GIS「やつしろデジタルマップ」から確認することができます。



（裏面へ続く）

○基準額

- (1) 1世帯あたりの限度額は、**757,000 円以内（消費税及び地方消費税込み）**です。
- (2) 同一住宅（1戸）に2以上の世帯が居住している場合に井戸等の応急修理のため支出できる費用の額は、上記（1）の**1世帯当たりの額以内**です。
- (3) 世帯ごとに別の住宅に居住し、世帯ごとに井戸を所有していた複数世帯（最大4世帯）が共同で、井戸を掘りなおすことで応急修理するなどの場合に、井戸等の応急修理のため支出できる費用の額は、当該井戸等の共有者となり、**共同利用する世帯数に上記（1）の1世帯当たりの額を乗じた額以内**です。

○応急修理の範囲

井戸等の応急修理の対象範囲は、**飲用水の取水に欠くことのできない井戸等の構成要素（井戸、配管、継手、砂取器、受水槽、弁、水栓、電動機等）**です。

- (1) 今回の災害と直接関係ある修理のみが対象となります。
- (2) 井戸等を応急修理し、自宅（住宅）で生活する場合、当該住宅に係る井戸等の修理が対象となります。自宅が全壊するなど、井戸等を修理しても自宅で生活できない場合、対象となりません。
- (3) 既に、修理事業者に代金を支払った場合は対象となりません。

※ 別紙1「井戸等の応急修理にかかる工事例」を参照してください。

※ 破損した設備の取替等の際、明らかなグレードアップになるものは対象外（被災者負担）です。（電動機等の破損した設備の品番を写真等で記録しておいてください。）

○手続きの流れ

被災した自宅（井戸等）が所在する市町村の窓口でお申込みください。

※ 別紙2「井戸等の応急修理の手続及び流れ」を参照してください。

お申込みに、「り災証明書」は必要ありません。

○申込時に提出していただく書類

修理業者に代金を支払ってしまうとこの制度は利用できません。事前に下記の窓口にご相談ください！！

(1) 災害救助法の住宅の応急修理申込書（井戸等の修理）（様式第1号）

又は、災害救助法の住宅の応急修理申込書（共同での井戸等の修理）（様式第1号の2）

(2) 井戸等の被害状況に関する申出書（様式第1号の3）

(3) 修理前の現況が分かる写真

- ・被害箇所、修理箇所がわかるよう写真を撮影ください。
- ・修理する井戸等について、各修理箇所の「6面（前面、後面、左側面、右側面、上面、下面）」※を撮影ください。
※6面のうち、他の構成要素との位置関係で撮影できない面は、省略して差し支えありませんが、その旨、メモをしてください。
- ・配管等が損傷している場合は、破断や亀裂など破損・故障状況がわかるよう撮影ください。
- ・現況の井戸水から、「にごり、色、土砂等の混入」が認められる場合は、水をグラスに入れて撮影するなど水の状況がわかるよう撮影ください。
- ・応急修理制度は、被災前の同等品への修理、交換が対象となるため、設備の型番、形式等がわかる写真も併せて撮影ください。
- ・カメラがない場合は、スマホで構いません。必ず修理前の写真を撮影してください！！

(4) 資力に関する申出書（様式第2号）

(5) 修理見積書（様式第3号）

(6) 洗浄による井戸機能回復が見込めないことを証する申出書（様式第3号の2）

(7) 「井戸等の応急修理」申込チェックシート

(8) 県外事業者が施工する場合であり、「掛かり増し経費に対する補助」を申請する場合は、災害用井戸登録同意書

○被災者が所有しない井戸等の取扱い

借家等の被災者が所有しない井戸等は、本来、その所有者が修理を行うこととなります。

借家等であっても、所有者が修理を行えず、かつ、居住者の資力をもってしては修理できないために現に飲用水の確保ができない場合は、所有者の同意を得て応急修理を行うことができる場合があります。詳しくは被災された市町村にご相談ください。

※ 井戸等の所有者が法人の場合は、資力がないとは考えにくいいため、原則として応急修理の対象となりません。

○その他（県外業者が修理する場合の支援）

県外業者が修理する場合の掛かり増し経費（移動費・宿泊費等）については、別途修理業者に市が直接補助する予定です。上記の制度と同様に直接支払った場合対象外となりますので、ご注意ください。

（裏面へ続く）

○応急修理における支払いの仕組み

応急修理は市町村が業者に依頼し、修理費用を市町村が直接業者に支払います。ただし、修理に必要な経費が、限度額（1世帯の場合 757,000 円）を超える場合、超えた分の費用は別途、被災者が修理業者に支払う必要があります。

（例①）修理に必要な経費が 60 万円の場合：

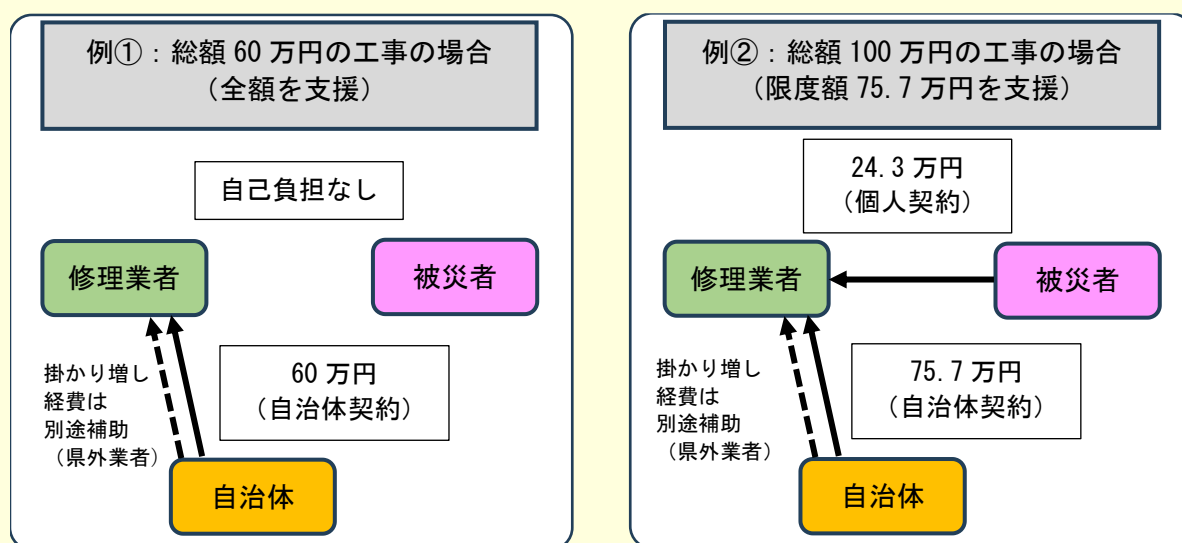
→自治体が応急修理として 60 万円の全額を修理業者に支払います。

（例②）修理に必要な経費が 100 万円の場合：

→自治体が応急修理として 75.7 万円を修理業者に支払います。

被災者は別途 24.3 万円分の契約を修理業者と結び、支払いを行ってください。

県外業者が応急修理する場合の掛かり増し経費（移動費・宿泊費等）は、別途自治体が修理業者に直接補助します。



○井戸の応急修理にかかる費用

費用は井戸の故障の状況、工法、地盤、掘削深度、作業スペース等の状況により大きく異なります。実際の費用は、修理業者に見積を依頼してください。

（参考：修理業者の見積例（税込金額））

硬質ポリ塩化ビニル管（口径 50mm）、掘削深 30m の小規模井戸のパーカッション工法による掘り直しの費用

- ・井戸本体の掘り直し：約 57 万円（地盤や工法等により変動あり）
- ・ポンプ設置：約 19 万円（ポンプの仕様等により変動あり）

【問い合わせ先】

井戸復旧等支援事業コールセンター

電話：0965-65-7722

井戸等の応急修理に係る工事例

1 応急修理の工事例

- (1) **壊れた井戸等の構成要素**（井戸、配管、継手、砂取器、受水槽、弁、水栓、電動機等）の補修、取替
- (2) 電動機（電動ポンプ）を固定して設置するための台座基礎の補修
- (3) **井戸の掘り直し**（既設井戸を深掘りする場合を含む。）
- (4) 被災しなかった世帯の既設井戸を複数世帯で共有し、共同利用するための**ポンプ・配管等整備**
- (5) 破損した既設配管内に一回り細い配管を新しく挿入し、既設配管と新設配管の隙間には砂利や薬液を充填して固定する補修
- (6) (3) の井戸の掘り直しを行った場合、井戸から取水された地下水の**水質検査**（飲用井戸等衛生対策要領（環境省）に基づき実施される、定期的水質検査のうち、一般細菌、大腸菌、亜硝酸態窒素、硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素、塩化物イオン、有機物（全有機炭素（TOC）の量）、pH 値、味、臭気、色度及び濁度の 11 項目等）

2 応急修理の基本的考え方

- (1) 地震などに起因する被害と直接関係ある修理のみが対象となる。
 - (例) ○壊れた配管の補修
 - 壊れた電動機（電動ポンプ）の取替
 - ×古くなった配管の取り替え
 - ×古くなった電動機（電動ポンプ）の取替
- (2) 応急修理は現状復旧を原則とすることから、修理方法に複数の選択肢が想定される場合は、復旧の迅速さと経済的合理性等を踏まえて、適切な方法を検討すること。

3 証拠写真の提出

- (1) 「救助の必要性」、「内容の妥当性」を確認する必要があることから、「修理前（現況）」、「修理中」、「修理後」の写真を撮影し、提出すること。
 - 注）ここでいう修理前（現況）の写真は、被災後の写真を想定している。ただし、洗浄の実施が可能な井戸等については、洗浄後の写真を想定している。
- (2) 「修理前（現況）」又は「修理中」のいずれかの写真を撮り忘れた場合において、応急修理の申請を行う際には、修理業者が修理前（現況）の状況、修理を行わなければならない状況等について図面に破損箇所等を印した上、破損状況等を記載し、どのような応急修理を施工するか（施工したか）を詳細に『「被災した井戸等の応急修理」証拠写真代替資料』（以下、「証拠写真代替資料」という。）（様式第 9 号）に記載するとともに、修理業者としてこれを証明することで、証拠写真の代替として差し支えない。

（裏面へ続く）

なお、「証拠写真代替資料」については、被災者や自治体が代筆することは認めない。

(単に「修理を急いでいたため、写真を撮り忘れた」等の理由は応急修理を実施した内容の証明にはならない。)

図 1 井戸等の応急修理の手続き及び流れ

